

授業コード	JP11000010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	人権の基礎理論		
英語科目授業名	Constitutional Rights		
科目ナンバー	JAEPU7701	必修・選択	必修
単位数	3単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	渡邊 賢		
科目の主題	憲法上の基本的人権保障の基本構造を理解するとともに、各人権規定に関する主要な判例・学説を検討することを目的とする。受講者は教科書を含む憲法の概説書と教材の指定された箇所の予習をしたうえで受講に臨まなければならない。授業においては、重要な箇所や理解が難しい箇所に重点を置きつつ、より詳しい説明を行なう。		
授業の到達目標	法律基本科目のなかでも、この科目は3年課程の1年次に開講されるもので、いわゆる未修者を対象とするものである。この講義のこのような位置づけを前提として、この講義では、日本国憲法における基本的人権の保障の全体像と、個別の人権規定による人権保障のあり方を検討する。この検討を通して、受講生が、各人権規定に関する基本的な判例・裁判例及び学説を理解することが、この講義の第一の到達目標である。また、これら判例・裁判例が判断の対象とした具体的な事例をきちんと押さえていくことを通して、具体的な事例のなかに含まれる憲法上の問題点を発見する能力を身につけ、それを向上させることが、この講義の第二の到達目標である。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 導入 杉本教授が担当される民法ⅠA、民法ⅠBと役割分担しつつ、全体的なイントロダクションとして、法の分類、各種の制定法相互間の効力関係、裁判手続など、法曹養成専攻における学修にとって必要な前提知識を概観する。</p> <p>(2) 法の下の平等 「平等」の観念に関する基本的な理解、憲法14条の規範構造、平等権審査の基本的な枠組等、法の下の平等に関する基本的問題について、尊属殺人罪(最判昭和48・4・4刑集27・3・256)や非嫡出子の法定相続分に関する判例を主な素材として考察する。</p> <p>(3) (4) 信教の自由と政教分離 信教の自由と政教分離の意義、両者の関係について検討する。信教の自由については、加持祈祷事件判決(最判昭和38・5・15刑集17・4・302)等を題材にして、その内容、限界等について考察する。また、政教分離については、基本判例(剣道実技拒否事件最判平成8・3・8民集50・3・469、津地鎮祭訴訟最判昭和52・7・13民集31・4・533等)を用いて、その法的性格、違憲審査基準等についての基本的理解を用いて求める。</p> <p>(5) (6) 表現の自由 「表現の自由の優越的地位」の理論を中心に、表現の自由を保障する意義について、検閲と表現に対する事前抑制に関する北方ジャーナル事件判決(最判61・6・11民集40・4・872)を主たる題材として基本的な検討を行なったうえで、表現の内容に対する規制に関する問題について考察を行なう。その際、性表現規制に関する判例(チャタレー事件最判32・3・13刑集11・3・997等)を取りあげる。</p> <p>(7) (8) 経済的自由 職業選択の自由に関する問題について、規制目的と人権制約の範囲や立法府の裁量の範囲との関係を、小売市場事件(最判昭和47・11・22刑集26・9・586)や薬事法距離制限事件(最判昭和50・4・30民集29・4・572)等を題材として検討する。他方、財産権に関する基本問題については、森林法共有分割制限事件(最判昭和62・4・22民集41・3・408)等を用いて検討し、損失補償の基本問題も考察する。</p> <p>(9) 人身の自由 成田新法事件判決(最判平成4・7・1民集46・5・437)を題材に、適正手続に関する基本問題を考察し、その後、刑事手続における諸権利の内容について検討する。</p> <p>(10) 中間試験</p> <p>(11) (12) 生存権 生存権につき、朝日訴訟(最判昭和42・5・24民集21・5・1043)や堀木訴訟(最判昭和57・7・7民集36・7・1235)を題材に、その権利性をめぐるとの問題や、生存権の自由権的側面に関する問題を検討する。</p> <p>(13) 教育を受ける権利 教育を受ける権利に関しては、主に、旭川学テ事件(最判昭和51・5・21刑集30・5・615)を題材に、学習権と教育権の所在の問題を中心に検討する。</p> <p>(14) (15) 労働基本権 労働基本権に関する問題を、主に、公務員の労働基本権の制限に関する判例(全通東京中郵事件最判昭和41・10・26刑集20・8・901、全農林警職法事件最判昭和48・4・25刑集27・4・547等)を素材として検討する。</p> <p>(16) (17) 包括的基本権 表現の自由と名誉・プライバシーとの調整問題に触れつつ、包括的人権保障の問題を取り上げる。同時に、自己決定と輸血拒否(東京高判平成10・2・9判時1629・34)を題材として、自己決定権の内容、制約原理を検討する。さらに住基ネットに関する一連の裁判例等もここで検討対象とする。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(18) 人権の適用範囲と人権の制約原理 人権の適用範囲の問題につき、私人間効力論(三菱樹脂事件最判昭和48・12・12民集27・11・1536等)を素材に、素描する。第18回の後半では、人権の制約原理について、内在的制約、政策的制約、パターンリスティックな制約の内容とその相互関係を総括する。 (19) (20) (21) 人権の享有主体：外国人・未成年者・法人：国民主権論も含めて人権の享有主体に関する問題のうち、外国人の人権享有主体の問題につき、マクリーン事件最高裁判決(最判昭和53・10・4民集32・7・1223)等を題材に、国民主権論も含めて、考察する。その他、未成年者・法人の人権についても検討する。 (22) 全体の総括 基本的人権をめぐる判例・裁判例と学説の間にみられると思われる距離について総括する。 (23) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>原則として講義形式の授業であるが、基本的な判例等を素材として、質疑応答や議論をまじえ、双方向的な授業の中で学生の理解を深めるようにするので、十分事前準備をすること。毎回の授業終了後は必ず復習をすること。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 平常点(成績評価全体のうち20%の比重を占める中間試験と、10%の比重を占める各講義における質問や議論への参加の状況から構成される)及び学期末の試験(成績評価全体のうち70%の比重を占める)により評価を行う。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>授業で不明な点がある場合には放置しないで、授業終了後などの機会を捉えてその都度必ず質問し、疑問点を解消するようにして下さい。</p>
<p>教材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法ⅠⅡ〔第5版〕』(有斐閣、2012年) ・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選ⅠⅡ〔第6版〕』(有斐閣、2013年) ・大阪市大憲法判例集Ⅰ&Ⅱ(大阪市大で教材用に作成したもの。法学部事務室にある) ・担当教員が指定する判例・学説等